

広島県告示第九百八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第八項の規定により告示した区域内における建築物について、同法第八十六条の五第二項の規定によって、認定を取り消した。

令和三年十一月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 対象区域

広島県安芸郡府中町山田三丁目二六二一一一、二六二一一一、二六二一一二、二六二一一三、二六二一一四、二六二一一五の一部、二六二一一六の一部、二六二一一七

二 認定を取り消した年月日及び番号

令和三年十月二十七日 第R三認消通知広島建指五十一号

三 認定を取り消された者の住所及び氏名

広島県広島市中区基町一〇番五二号

広島県知事 湯崎 英彦